

相談及び紛争の防止等のための 体制について（案）

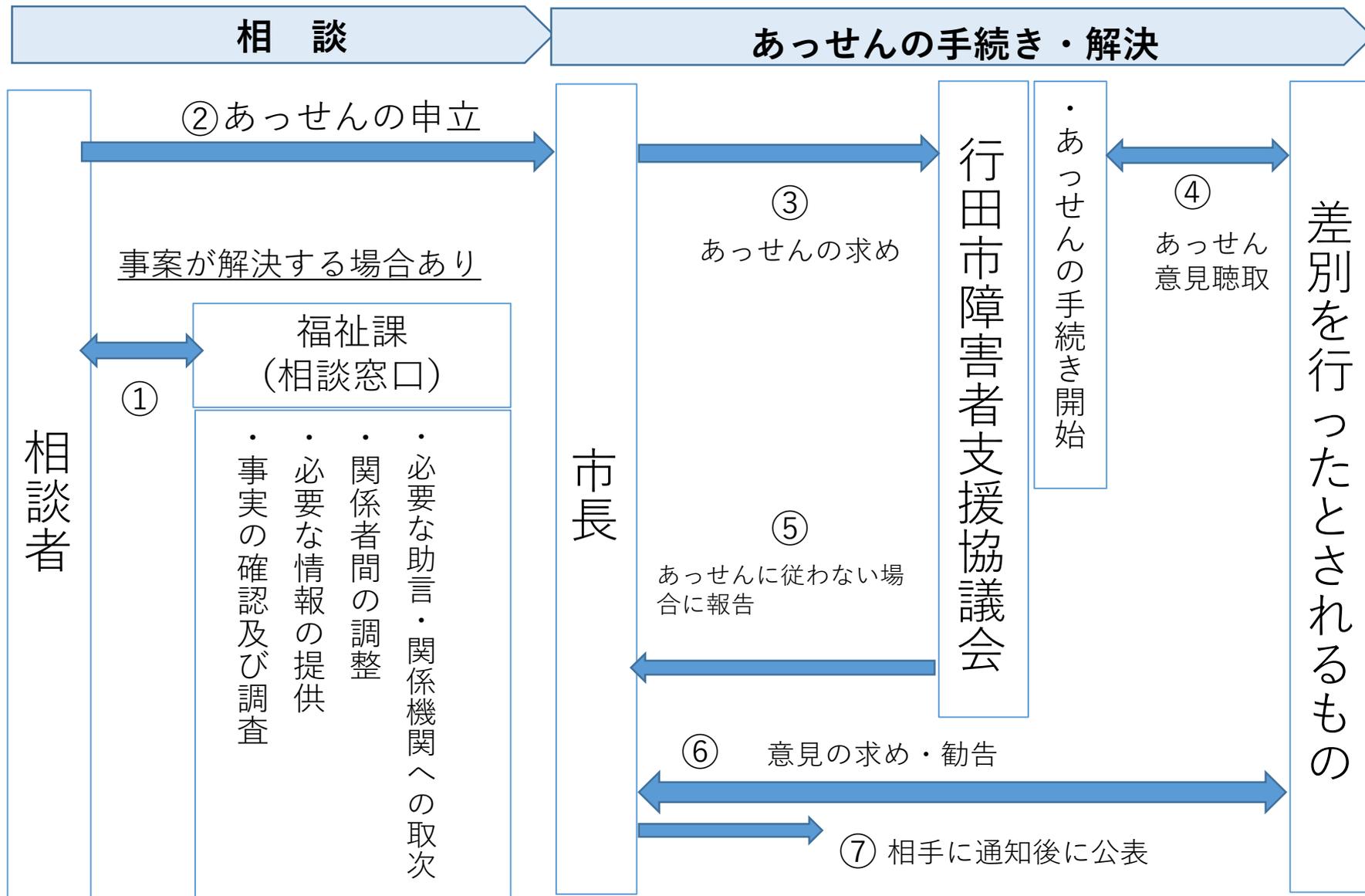
条例（素案）

第 3 章

障がい者による差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制

- ①相談及び紛争の防止等のための流れ（案）
- ②行田市障害者支援協議会（案）

①相談及び紛争の防止等のための流れ(案)



②行田市障害者支援協議会（案）

- 地域の課題や取組み状況の確認、方針の決定など。
- 障害者差別解消法地域支援協議会を兼ねる。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- 「北埼玉地域障害者支援協議会」のうち「行田市障害者支援協議会」において、本市のあっせん手続きをおこなう。

北埼玉地域障害者支援協議会（3市合同で会議を開催）

【加須市】
加須市障害者支援協議会
（加須市障害者等支援協議会設置要綱）

【羽生市】
羽生市障害者支援協議会
（羽生市障害者等支援協議会設置要綱）

★行田市★
行田市障害者支援協議会
（行田市障害者等支援協議会設置要綱）

*障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に関することも兼ねている。

現行の行田市障害者支援協議会の要綱の改正を予定